

一関地区広域行政組合出納員及びその他の会計職員に関する規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第6号

改正 平成19年3月30日 規則第5号

平成23年3月31日 規則第4号

平成26年4月1日 規則第4号

令和5年3月30日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条の規定による出納員及びその他の会計職員（以下「出納員等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(出納員等の設置及び職務)

第2条 出納員は、会計管理者の命を受けて現金及び物品の出納又は保管の事務を行うものとする。

2 出納員のほか、会計管理者の事務を補助させるため、その他の会計職員を置き、その職名を分任出納員、現金取扱員、物品出納員及び物品取扱員とする。

3 出納員等の設置の範囲は、別表のとおりとする。

(領収印)

第3条 管理者は、出納員及び分任出納員に対し、別記様式の領収印を交付する。

2 出納員及び分任出納員は、現金を収納したときは、領収証書等に前項の領収印を用いなければならない。

3 第1項の領収印を使用しない場合又は使用されない場合には、この規則による職名を用いて記名押印しなければならない。

(領収印の返還)

第4条 出納員又は分任出納員でなくなった者は、領収印を管理者に返還しなければならない。

2 前項の手続は、出納員にあつては会計管理者を、分任出納員にあつては委任した出納員及び会計管理者を経なければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 一 関地区広域行政組合格約の一部を変更する規約（平成19年岩手県指令市町村第1149号）附則第2項の規定により収入役が在職する期間に限り、この規則による改正後の規定は適用せず、この規則による変更前の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成23年3月31日規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

出納員及びその他会計職員を置く課等	出納員に充てる職	その他の会計職員に充てる職又は職員	
		分任出納員	物品取扱員
会計課	課長	会計課の職員	会計課出納係の職員
介護保険課	課長 介護福祉主幹 保険収納主幹	介護保険課の職員	
一関清掃センター	所長	一関清掃センターの職員	
川崎清掃センター	所長	川崎清掃センターの職員	
大東清掃センター	所長	大東清掃センターの職員	

別記様式（第3条関係）

- 1 規格 径25ミリメートル
- 2 書体 かい書
- 3 材質 ゴム

一関地区広域行政組合
分任出納員領収印



一関地区広域行政組合
出納員領収印

